

# 令和元年度農業普及活動外部評価委員会

日時：令和2年2月13日（木）  
9時50分～15時30分  
場所：山形県建設会館3階中会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 委員紹介

## 4 説 明

- (1) 座長の選出
- (2) 評価方法
- (3) 普及指導活動の体制について

## 5 プレゼンテーション課題の発表・評価（発表7分、質疑応答13分）

### (1) 午前の部

- 【村 山】りんご黒星病の総合的な防除対策の普及推進
- 【西村山】品質・食味の高位安定化による村山地域産米の評価向上
- 【最 上】東北地域をリードするアスパラガス産地の基盤強化
- 【置 賜】切り花ダリアの長期出荷体制の構築と高品質安定生産によるブランド力強化
- 【庄 内】新規就農者の技術習得と交流促進による就農定着
- 【酒 田】初期生育の確保と気象変動に対応した「つや姫」の高品質・良食味米の安定生産

### (2) 午後の部

- 【西村山】地域を牽引する競争力の高い農業のトップランナーの育成
- 【北村山】和牛肥育経営が取り組む繁殖部門の生産性向上と飼料用米の低コスト利用推進
- 【最 上】魅力ある農産物・加工品開発による6次産業化の推進
- 【置 賜】「雪若丸」のブランド確立と低コスト技術導入の推進による米産地堅持
- 【西置賜】長期継続安定出荷によるえだまめ産地のブランド力向上
- 【酒 田】水稻育苗ハウス等を活用した「シャインマスカット」の産地づくり

## 6 総 評

- ・各委員から全体を通しての講評

## 7 閉 会

## 令和元年度山形県農業普及活動外部評価委員会開催要領

### 1 目的

本県の普及活動が県民ニーズを的確に捉え、地域農業への総合的な支援機能を発揮するためには、内部による普及活動計画の成果目標の達成状況の確認、評価及び改善を行うとともに、外部の専門家や学識経験者、消費者など第三者からの客観的な評価を積極的に求め、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開していく必要がある。

このため、「山形県農業普及活動外部評価実施要領」に基づき、第三者からなる農業普及活動外部評価委員会を設置し、重点を置く普及活動について外部評価を実施する。

### 2 農業普及活動外部評価委員（順不同）

委員氏名	役職等	分野
えんどう のりえ 遠藤 紀江氏	県指導農業士、山形県女性農業委員の会理事	生産・6次化 (先進的な農業者)
たかはし ひこた 高橋 彦太氏	県青年農業士 やまがた元気な農業チャレンジネットワーク会長	生産 (若手農業者)
えもと かずお 江本 一男氏	NPO 法人 えき・まちネットこまつ 理事長	地域活性化 (農業関係団体)
さくらい まりこ 櫻井真理子氏	(公財) 山形県企業振興公社 専門支援コーディネーター	食農連携 (民間企業等)
こうりき みゆき 高力美由紀氏	新潟食料農業大学食料産業学部教授	フードビジネス (学識経験者)
さとう とみこ 佐藤 登美子氏	佐藤登美子税理士事務所所長	経営 (民間企業)
かどた かずひろ 門田 和弘氏	YBC 山形放送アナウンサー	マスコミ

### 3 内容及びスケジュール等

(1) 日 時 令和2年2月13日(木) 午前9時50分から午後3時30分まで

(2) 場 所 建設会館 3階 中会議室 No. 1

山形市あさひ町18-25 tel:023-623-9171

(3) 対象課題 令和元年度に実施した課題から各普及課3課題選定

(4) 発表方法 ①発表課題担当者によるプレゼンテーション(12課題)

1課題 20分(発表7分 質疑応答13分)

②書面審査課題(12課題)は発表課題の評価と一緒に後日送付

(5) スケジュール

9:50~10:00 開会、あいさつ、流れの説明

10:00~12:10 プレゼンテーション6課題(3課題で10分休憩)

12:10~12:50 昼食休憩

12:50~15:10 プレゼンテーション6課題(3課題で10分休憩)

15:10~15:15 休憩

15:15~15:30 総評、閉会

### 4 参集範囲

各総合支庁各農業技術普及課長、各課題の担当課長補佐及び担当者等  
農林水産部関係課担当者

令和元年度農業普及活動外部評価 発表課題一覧

【午前の部】

普及課名	課題名	分野	発表者
村山	りんご黒星病の総合的な防除対策の普及推進	果樹	主任専門普及指導員 菅原 秀治
西村山	品質・食味の高位安定化による村山地域産米の評価向上	作物	主任専門普及指導員 浅野目 謙之
最上	東北地域をリードするアスパラガス産地の基盤強化	野菜	主任普及指導員 齋藤 祐太郎
置賜	切り花ダリアの長期出荷体制の構築と高品質安定生産によるブランド力強化	花き	主任専門普及指導員 高橋 志津
庄内	新規就農者の技術習得と交流促進による就農定着	担い手	経営企画専門員 岸 哲嗣
酒田	初期生育の確保と気象変動に対応した「つや姫」の高品質・良食味米の安定生産	作物	プロジェクト推進専門員 齋藤 信弥

【午後の部】

普及課名	課題名	分野	発表者
西村山	地域を牽引する競争力の高い農業のトップランナーの育成	担い手	経営企画専門員 西村 満
北村山	和牛肥育経営が取り組む繁殖部門の生産性向上と飼料用米の低コスト利用推進	畜産	技師 佐藤 名月
最上	魅力ある農産物・加工品開発による6次産業化の推進	6次産業化	主任専門普及指導員 阿部 真梨子
置賜	「雪若丸」のブランド確立と低コスト技術導入の推進による米産地堅持	作物	主任専門普及指導員 小形 恵美
西置賜	長期継続安定出荷によるえだまめ産地のブランド力向上	野菜	専門普及指導員 横山 牧子
酒田	水稻育苗ハウス等を活用した「シャインマスカット」の産地づくり	果樹	プロジェクト推進専門員 野仲 学

# 山形県農業普及活動外部評価実施要領

## 第1 趣旨

本県の普及活動が県民ニーズを的確に捉え、地域農業への総合的な支援機能を発揮するためには、内部による普及活動計画の成果目標の達成状況の確認、評価及び改善を行うとともに、外部の専門家や学識経験者、消費者など第三者からの客観的な評価を積極的に求め、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開していく必要がある。

このため、山形県農業普及事業実施要領第2の1の(5)に基づき、普及活動の外部評価(以下「評価」という。)を実施するものとする。

## 第2 評価の対象

評価の対象は、山形県農業普及事業実施要領第2の2の(4)に規定する年度計画とし、概ね3年に1回は重点課題に係る普及指導計画が対象となるよう選定する。

## 第3 評価の実施体制

### 1 外部評価委員会の設置

農業技術環境課長は、評価を実施するため、山形県農業普及活動外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、農業技術環境課長の求めに応じて普及活動の展開に関する次の事項を検討する。

- ① 各総合支庁農業技術普及課が展開する普及活動の実施状況を点検し、評価すること。
- ② 評価の方法及びその改善に関すること。
- ③ その他評価に必要な事項全般に関すること。

### 3 構成及び任期

- (1) 委員会は、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者等から選定する委員をもって構成するものとし、委員の定数は7名以内とする。
- (2) 委員は、農業技術環境課長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 4 事務局

委員会の事務局は、農業技術環境課内に置く。

## 第4 評価の実施方法

- 1 評価は、原則として現地調査も含め、年1回以上実施するものとする。
- 2 評価の対象とする計画活動は、当該年度に各農業技術普及課が取り組んでいる普及指導年度計画に掲げる課題とする。
- 3 重点課題の評価を行うにあたっては、以下の視点で評価を行うものとする。

項目	視点
○課題の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の設定は適切か。</li> <li>・対象の選定、目標の設定は適切か。</li> </ul>
○成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標を達成しているか。</li> <li>・十分な成果が得られているか。</li> </ul>
○活動内容と体制の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動方法や内容は適切か。</li> <li>・効果的な活動体制、役割分担がなされているか。</li> </ul>

4 農業技術環境課長は、農業技術普及課に対して年度別の評価計画を予め提示するとともに、評価に必要な資料の提出や委員会への担当職員の出席を求めるものとする。

#### 第5 評価結果の取扱い

農業技術環境課長は、普及指導計画の実施状況、普及活動の成果等とともに評価の概要及び普及指導計画等への反映状況等について、速やかにホームページ等で公表するものとする。

#### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業技術環境課長が別に定めるものとする。

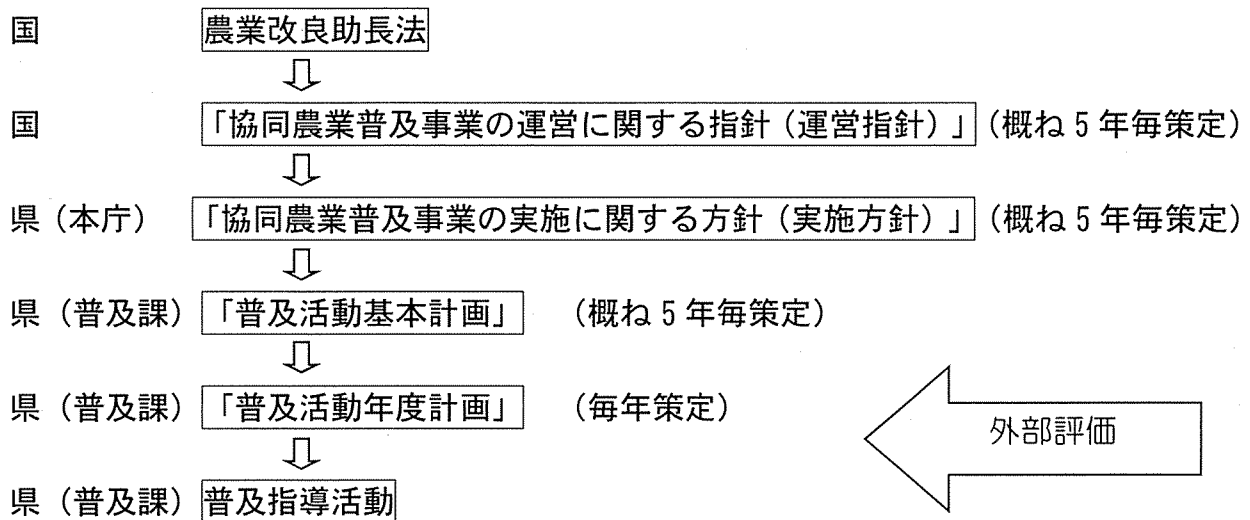
- 附則
- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
  - 2 平成29年1月4日 一部改正  
(「山形県農業普及活動外部評価委員会設置要領」の統合廃止)
  - 3 平成30年6月18日 一部改正  
(委員長及び副委員長の委員互選を削除)

# 令和元年度普及指導活動の体制について

## 1 協同農業普及事業について

「協同農業普及事業」は、「農業改良助長法」に基づき国と県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接し技術・経営指導を行うもの。

県では、国の「運営指針」を基本として地域の実情を踏まえつつ「実施方針」を策定し、それに沿って農業技術普及課単位で「普及活動計画」を策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開している。



## 2 「山形県協同農業普及事業の実施に関する方針（実施方針）」（H29～H32）について

普及指導活動の基本は、地域における農業・農村振興の課題分析と農業者ニーズの把握を行いながら、専門的な知識・技術をもって対象者に働きかけ、課題解決と新たな取組みを促す活動を行うものである。そして、この活動過程において、競争力の高い経営体の育成、女性や若者を含めた担い手の育成、生産者の組織化、農産物のブランド化や農業の6次産業化による「食産業王国やまがた」の実現、既存産地の競争力強化と新産地育成による「園芸大国やまがた」の実現等、地域農業全体の活力を引き出すトータルコーディネーターの役割を果たすことである。

### 《普及指導活動の課題（特に重点を置く課題）》

- (1) 競争力の高い農業の担い手の育成及び確保
- (2) 農業産出額の拡大につながる産地強化と新たな産地形成
- (3) 安全・安心な農畜産物生産及び環境と調和した農業の展開
- (4) 地域資源の活用による6次産業化の取組拡大

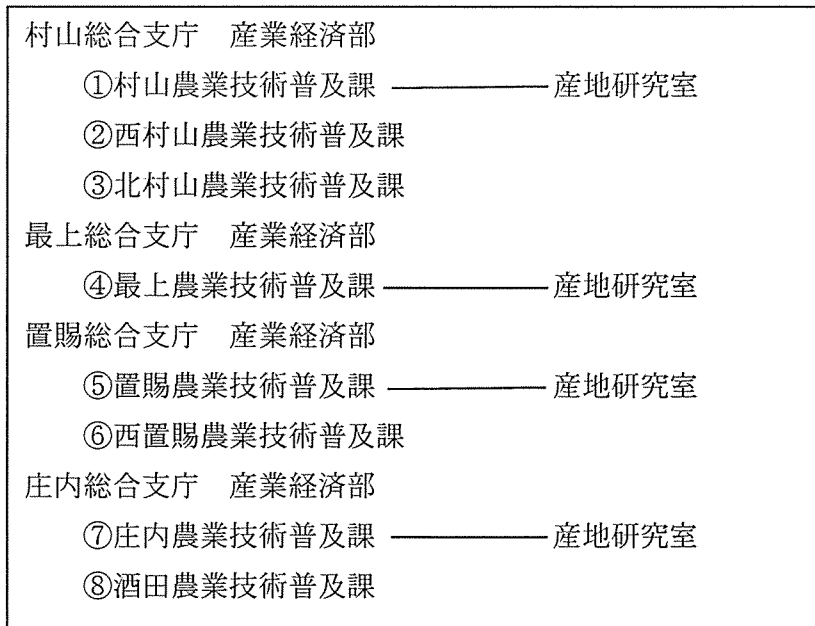
## 3 普及指導員の任用資格について

普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要がある。受験にあたっては、一定期間の実務経験が要件。

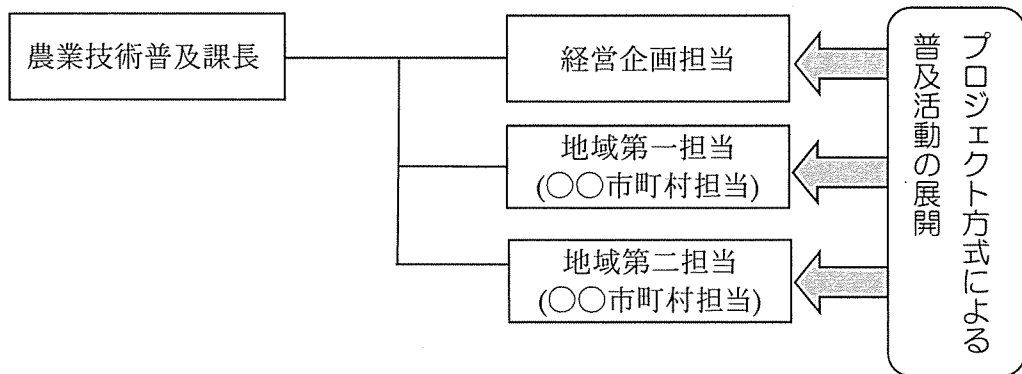
#### 4 本県の普及組織体制

本県では、各総合支庁に8つの農業技術普及課を配置し（村山3、最上1、置賜2、庄内2）、「経営企画担当」と、「地域第一」及び「地域第二担当」の体制で、地域密着型の活動を行っている。

また、4つの総合支庁農業技術普及課には、園芸作物の産地形成を促進するため平成17年度から「産地研究室」を設置し、現地密着型の技術開発を一体的に進めている。



#### ◆農業技術普及課の活動体制図



#### 5 本県の普及職員数の状況

##### (1) 農業技術普及課への配置状況（令和元年度）

地区	村山	西村山	北村山	最上	置賜	西置賜	庄内	酒田	合計
人数	23	15	17	17	16	14	22	16	140